特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準（三鷹市）

１　居宅介護支援事業所が所在する日常生活圏域において、サービス種別ごとの事業所数が当該判定期間の初日現在で５事業所未満である場合

* 日常生活圏域とは、介護保険法（平成９年法律第123号）第117条第２項第１号の規

定により、市が介護保険事業計画において定める区域をいう。

２　判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合

３　判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた居宅サービス計画の件数が１月当たり平均10件以下の場合

４　東京都福祉サービス第三者評価を受審して公表に同意した場合

　(1) 対象となる事業所は、居宅介護支援事業所からの紹介率が80％を超えた法人のサービス事業所で、居宅サービス計画に最も多く位置付けられた事業所とする。

　(2) 東京都福祉サービス第三者評価の有効期間は、評価実施期間最終日（福祉サービス第三者評価結果報告書における事業者の同意日）を起算日とし、起算日が属する判定期間から６期分とする。

　(3) 評価結果が次の条件を満たす場合に限る。

　　ア　「標準の評価」を選択した事業者は、【別紙】の①の欄に掲げる評価結果であること。

　　イ　「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」を選択した事業者は、【別紙】の①及び②の欄に掲げる評価結果であること。

５　判定期間中に休止・廃止をした場合

　　判定期間内に休止、廃止した事業所については基本的に判定対象とはならないが、判定期間内に暦月で１月以上の期間休止した後、同期間内に再開した事業所については判定の対象となること。

【別紙】



（注１）入浴介助体制がない事業者については、項目４－３を除いた21項目とする。